

一般競争入札方式（同時提出型）に関する説明会

議 事 次 第

日 時：平成26年4月23日（水）

14:00～15:00

場 所：5F 供用中会議室502

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1. 開会 | 14:00 |
| 2. 議事 | |
| 1) 一般競争入札方式（同時提出型）の実施について | 資料-1 |
| 2) 申請手続きについて | 資料-2 |
| 3) 見積活用方式について | 資料-3 |
| 3. 閉会 | 15:00 |

一般競争入札方式同時提出型の実施について

一般競争入札方式において「同時提出型」の試行を行ってきたところですが、試行の結果を踏まえ、「同時提出型」について一部の工事を対象として、以下のとおり実施します。

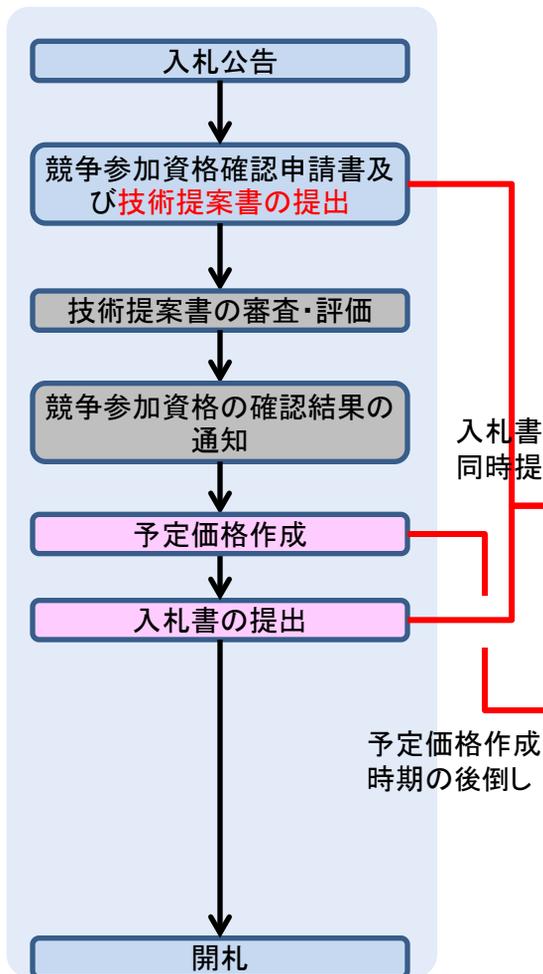
従来の手続からの主な変更点

○技術資料、技術提案書とともに「入札書」、「工事費内訳書」を同時に提出する。

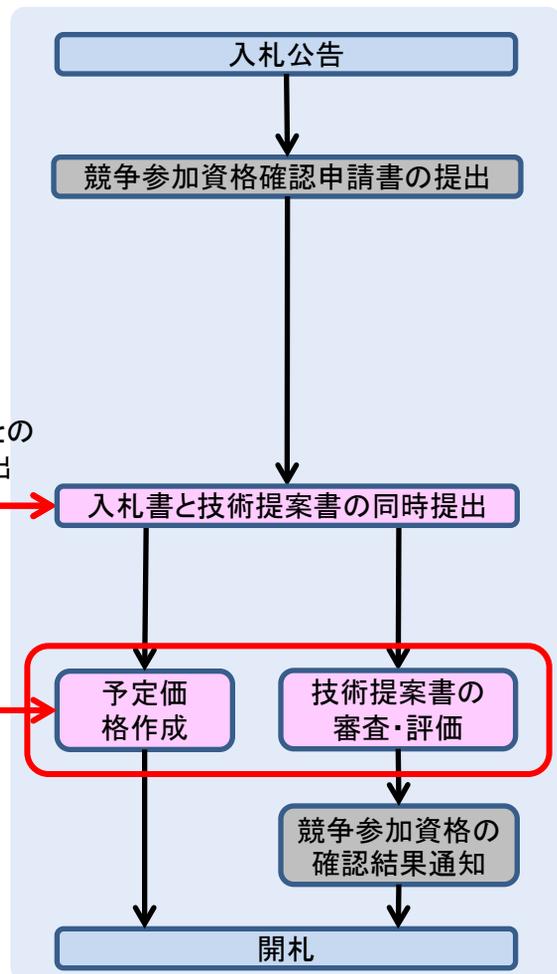
対象工事(全ての条件を満たす工事)

- ◆一般土木工事
- ◆施工能力評価型を適用する工事
- ◆予定価格が6千万円以上3億円未満

(従来の手続きの例)



(同時提出型の手続きの例)



※工事によっては、入札説明書の交付とともに「歩掛見積依頼」を行う場合があります。その際には、競争参加資格確認申請書の提出期限までに歩掛見積の提出を行います。

同時提出型の電子入札の操作マニュアルについては、以下に掲載されています。
電子入札施設管理センターHP: http://www.e-bisc.go.jp/guide/guide_06.html

作成担当所属名	総務部契約課調査係
作成時期	平成25(2013)年度
保存期間	10年
保存期間満了時期	平成35(2023)年度末

国 関 整 契 第 9 7 5 号

国 関 整 技 調 第 5 0 号

国 関 整 計 第 1 9 3 号

平成26年2月6日

各部長及び各事務（管理）所長 様

総 務 部 長
企 画 部 長
営 繕 部 長

高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について

標記について、平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号および国北予第39号により大臣官房地方課長、大臣官房技術調査課長、大臣官房官庁営繕部計画課長および北海道局予算課長から通知がありましたので、通知します。

なお、適用については「入札手続に入る前に事業者に対し実施内容の十分な周知を図った上で実施するものとする」とあることから、当局の運用等については、別途通知します。

国地契第61号
国官技第256号
国営計第110号
国北予第39号
平成26年2月6日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
 営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
 営繕部長 殿

大臣官房
 地方課長
 技術調査課長
 官庁営繕部計画課長
北海道局
 予算課長

高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について

高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、公正取引委員会から、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）に基づく改善措置要求等を受けたことを踏まえ、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しに係る試行の実施について」（平成24年12月28日付け国地契第67号、国官技第235号、国営計第81号、国北予第43号）に基づき、不正が発生しにくい入札契約制度の試行を行ってきたところである。

今般、試行の結果を踏まえ、一部の工事の手続について下記のとおり実施することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1 対象工事

本手続は、次に掲げる事項を全て満たす工事を対象とする。

なお、その他の工事であっても、各事務所（北海道開発局にあっては、各開発建設

部。)の長が必要と認める場合には実施できるものとする。

- (1) 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)及び国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官計第121号、国北予第53号)の別冊「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(以下単に「ガイドライン」という。)に基づき行われる工事のうち、施工能力評価型を適用する工事
- (2) 一般土木工事(北海道開発局にあっては、一般土木)
- (3) 1件につき予定価格が6千万円以上3億円未満の工事

2 入札契約手続の手順

入札契約手続の手順については、別紙を参考とすること。

3 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の管理の徹底

- (1) 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の出力又は受領については、契約担当課において行うものとし、必要な資料についてはマスキングを実施した上で、各資料の評価者等へ渡すものとする。
- (2) 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の取扱いについては、契約担当課が一元的に管理を行うものとする。
- (3) ICカードについては、契約担当課にて厳重に管理するものとし、貸与は行わないものとする。

4 マスキングの徹底

- (1) 競争参加者に歩掛見積の依頼を行う必要がある工事においては、提出された歩掛見積について、契約担当課において競争参加者名等の競争参加者が特定可能な箇所をマスキングするものとする。
- (2) 対象工事の競争参加者から提出された技術資料(技術的能力の審査・評価に要する資料をいい、施工計画を含まない。以下同じ。)及び施工計画については、マスキングは不要とする。ただし、施工計画については、ガイドライン2-5(2)に定める方法以外で審査を行っている場合には、契約担当課において出力又は受領した段階で、速やかに競争参加者名、施工済み工事名等の競争参加者が特定可能な箇所をマスキングするものとする。
- (3) マスキングした資料については、契約事務管理官等が、各資料の評価者等へ渡す前にマスキングの漏れがないか等その内容を確認するほか、各競争参加者に係る施工計画の審査・評価結果等に関し匿名でとりまとめた資料について、内容の取違え等がないか確認を行うものとする。
- (4) マスキングした資料については、施工体制の確認後落札決定を行うまでの間に、品質確保担当課において、各競争参加者の評価結果等の取違えがないか再度確認を

行うものとする。

(5) 提出資料については、競争参加者を特定できる不要な情報を記載しないよう事業者にも周知したり、様式を工夫し、競争参加者名を記載する場所を限定したりするなど、マスキングの負担軽減に努めること。また、様式を統一し、Word形式やExcel形式等のファイルで提出させるなど、事務の効率化に努めること。

5 積算業務と技術資料又は施工計画の審査・評価業務の分離体制の確保

対象工事に係る積算業務と技術資料又は施工計画の審査・評価業務については、兼務させてはならない。また、兼務することのできない業務の内容を確認する者についても、それぞれ別の者を充てるものとする。

6 予定価格の作成時期

対象工事の予定価格については、予定価格が外部に漏洩することを防ぐため、入札書及び技術資料等の提出期限から開札までの間に作成するものとする。

また、作成した予定価格については、管理を徹底するものとする。

7 入札書の管理の徹底

積算業務担当者等がその競争に係る入札価格を考慮のうえ予定価格を作成すること等を防ぎ、競争の公平性を維持するため、入札書については、開札まで開くことのないように管理を徹底するものとする。

8 施工計画に関する採否の通知の取扱い

施工能力評価型における施工計画は、施工方法や施工上配慮すべき事項等について記述を求めるものであって、技術提案ではないことから、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）記7に規定する技術提案の採否の通知及び「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成22年4月9日付け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号）記2に規定する技術提案等の採否に関する詳細な通知の対象外であり、採否の通知を行う必要はないことに留意されたい。

9 マスキング前の資料の情報管理等

マスキング前の資料については、マスキングを実施する者及びその内容を確認する者以外の者には開示しないものとする。ただし、それ以外の者に資料の開示を求められた場合は、総務部長又は総務部長が指名した職員に対し、契約担当課より開示を求める者及びその理由等について書面（メール報告可）をもって報告するものとし、総務部長又は総務部長が指名した職員が開示を求める理由が妥当であると判断できる場合には、資料の開示を行うことができるものとする。

10 電子入札システムにおけるセキュリティ対策

ICカード使用実態、システム変更実態及びアクセス実態等に関し、ログイン記録について3年間保存するものとする。

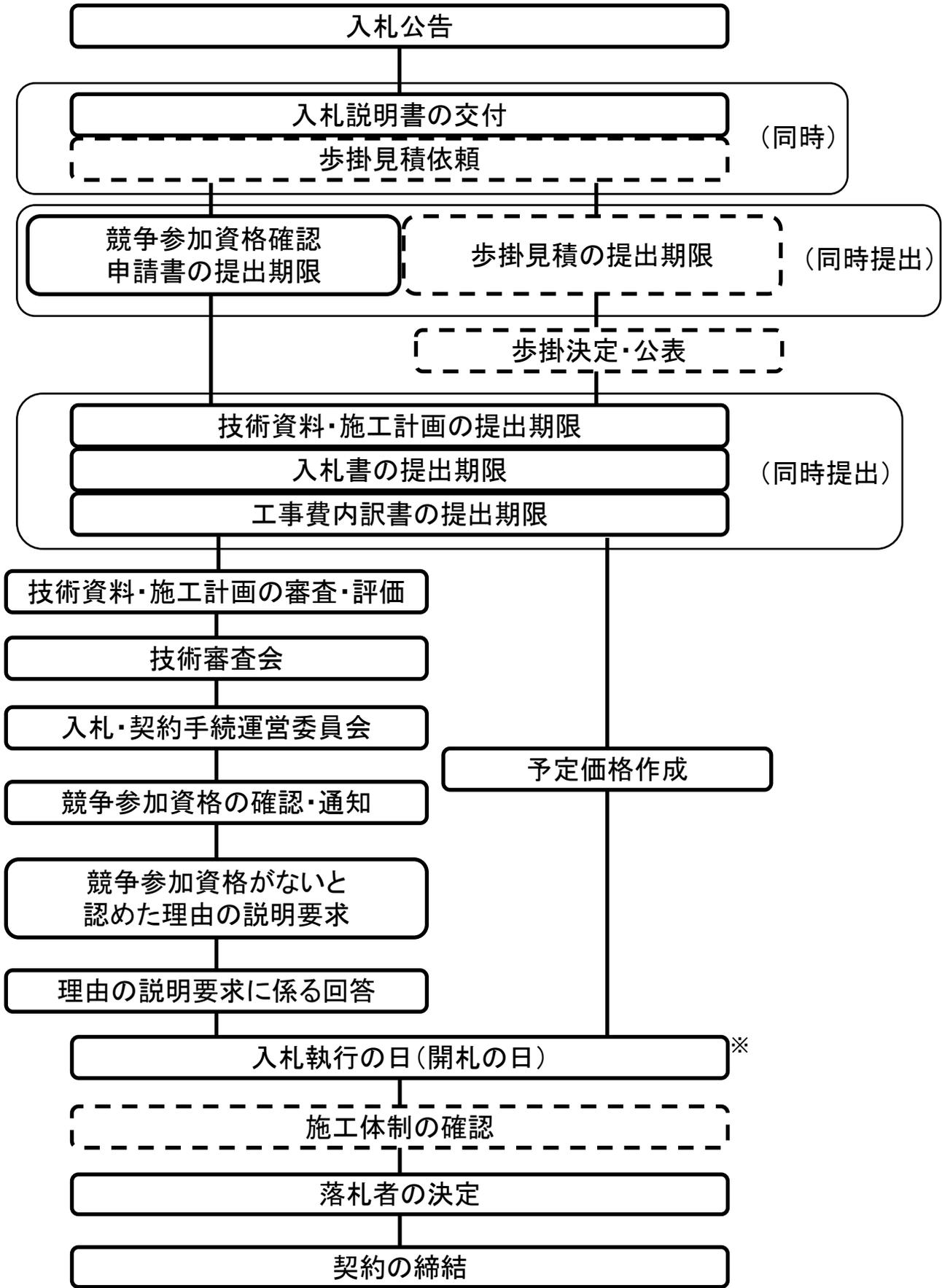
11 その他

記1後段の規定に基づき、記1(1)から(3)まで掲げる事項を全て満たす工事以外の工事について本手続を適用する場合は、適用対象となる工事の範囲及びその理由について、あらかじめ本省担当課に報告すること。また、記4(2)ただし書の規定に基づき施工計画にマスキングする場合は、施工計画の審査方法及びマスキングする理由について、あらかじめ本省担当課に報告すること。

附 則

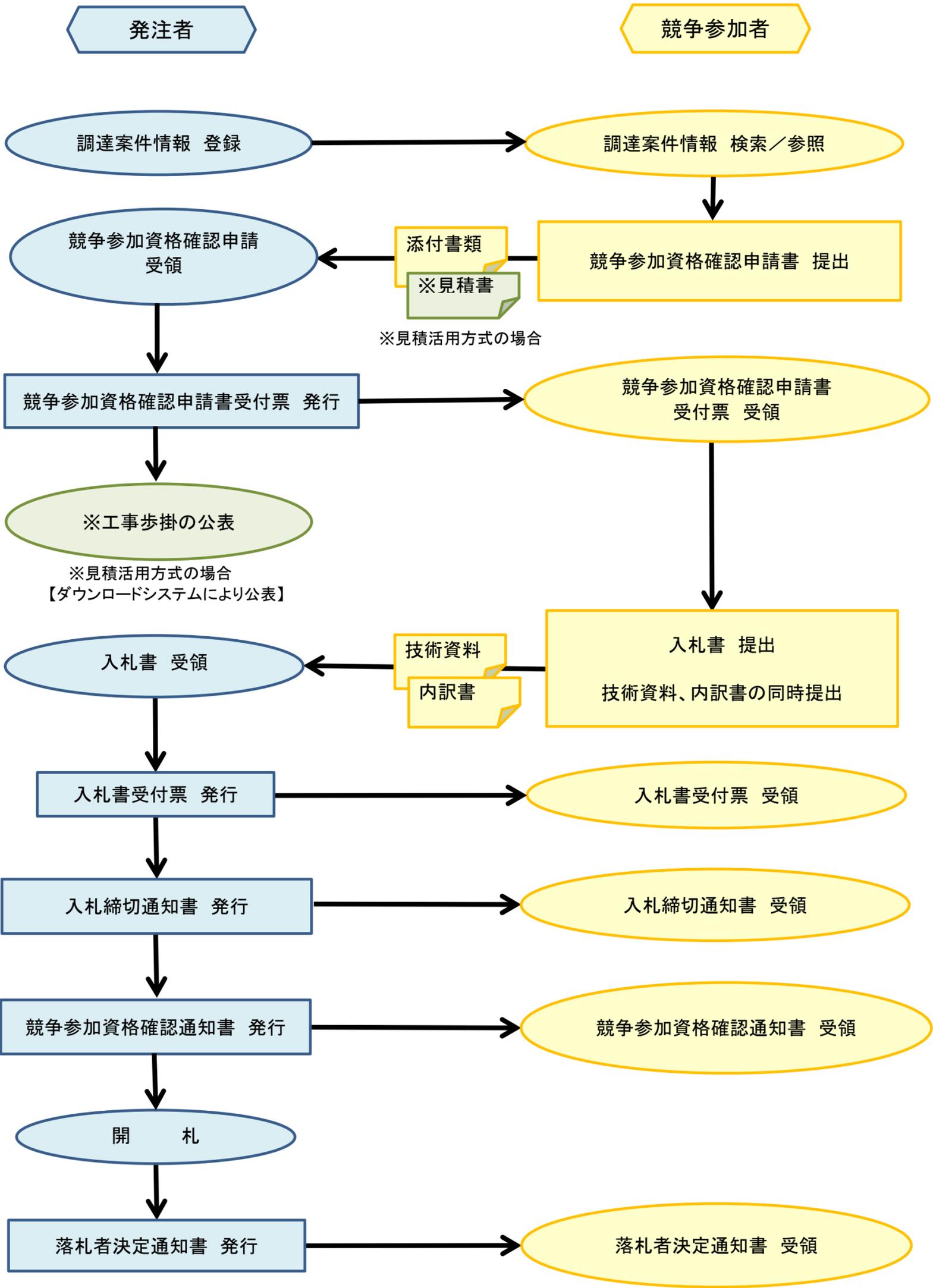
- 1 この通知は、平成26年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用し、入札手続に入る前に事業者に対し実施内容の十分な周知を図った上で実施するものとする。ただし、平成25年度補正予算による工事については、この通知を適用しなくても差し支えない。
- 2 「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しに係る試行の実施について」(平成24年12月28日付け国地契第67号、国官技第235号、国営計第81号、国北予第43号)は、平成26年3月31日をもって廃止する。

(別紙)



※ 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求がない場合には、当該要求期限後に入札執行を行うこととしてよい(説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする)。

一般競争入札方式(同時提出型)の手続きについて
【電子入札システムの流れ】



積算の試行 「見積活用方式」について

関東地方整備局
企画部技術管理課

積算の試行「見積活用方式」について

◆概要

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する方式

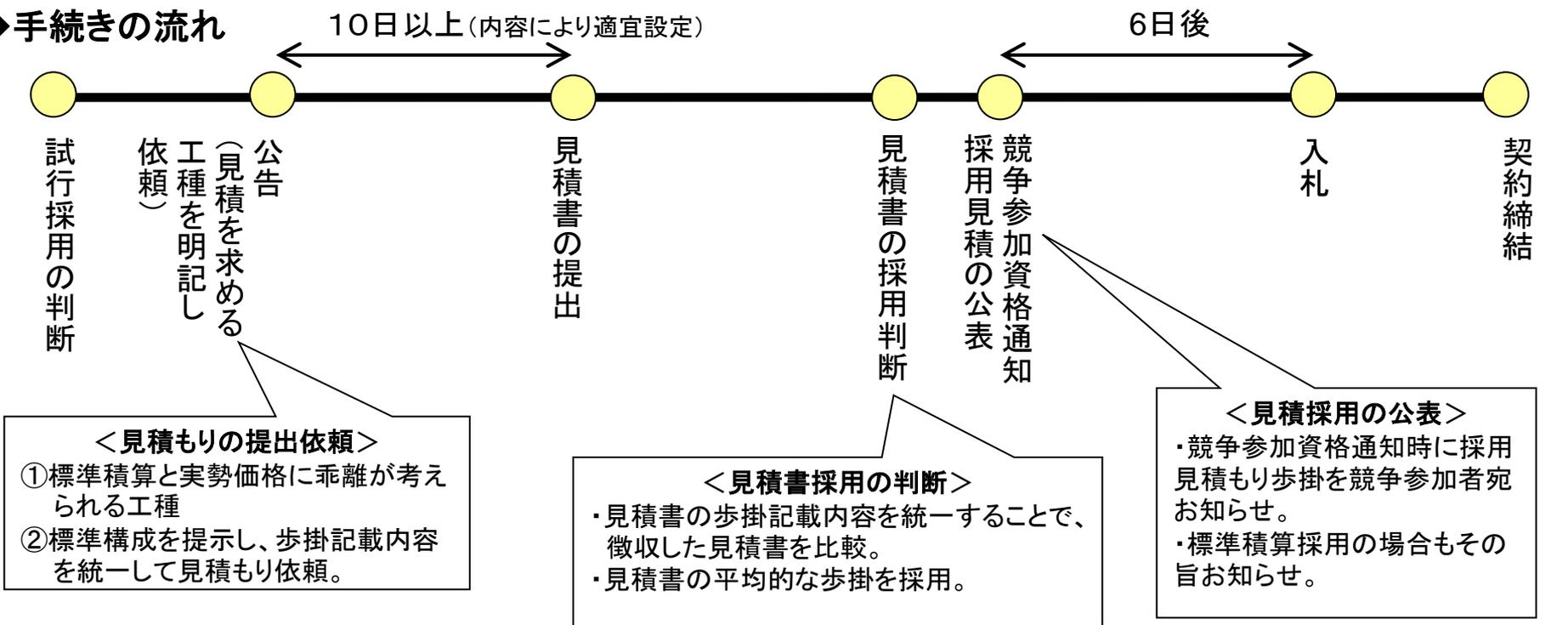
◆適用

平成26年1月より公告する「見積活用方式」の試行工事に適用する

◆対象工事及び工種

対象工事: 標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事
対象工種: 直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分

◆手続きの流れ



積算の試行「見積活用方式」について

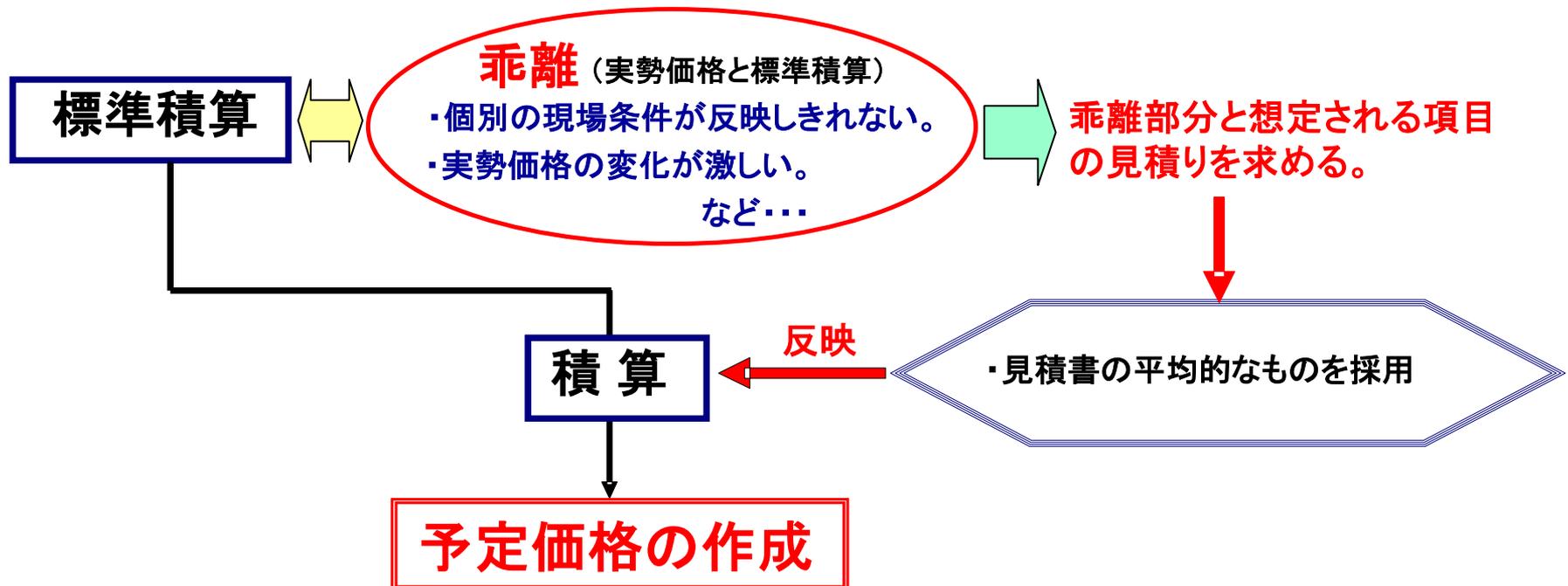
特記仕様書記載例(対象工事には、以下のような記載を致します。)

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為に参考とする工事である。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

また、本工事は、諸経費動向調査の対象工事である。調査にあたっては、別途、監督職員により通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行い、工事完了後20日以内に監督職員に提出するものとする。



積算の試行「見積活用方式」について

入札説明書記載例

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積書の提出にあたっては、公告資料にある見積依頼書に従い見積書を作成するものとする。なお、見積書の作成費用は、申請者の負担とする。

見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、競争参加資格の確認結果通知とともにお知らせする。

入札説明書記載例【同時提出型】

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積書の提出にあたっては、公告資料にある見積依頼書に従い見積書を作成するものとする。なお、見積書の作成費用は、申請者の負担とする。

見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、**当該工事の競争参加者へお知らせする。**

積算の試行「見積活用方式」について

入札説明書

入 札 説 明 書

関東地方整備局の[]工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成26年 []

(14) 本工事は、直接工事費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「遮音壁基礎工」「遮音壁本体工」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積書の提出にあたっては、公告資料にある見積依頼書に従い見積の提出を求めるものとする。見積書の作成費用は、作成者負担とする。

見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、競争参加資格の確認結果通知とともに通知する。

9. 見積書の提出

(1) 本競争の参加希望者は、本工事は積算に必要な見積書を、下記に従い提出すること。見積書の作成にあたっては、別添の見積依頼書を参考とし、見積書に提出者の記名・代表者印を押印すること。

①提出期間：平成26年1月16日（木）から平成26年1月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

②提出方法：電子メール又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。またメールにて提出の際のファイル形式はPDF形式、ファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。また、電子メールにて提出した場合も、後日、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。

③提出場所：関東地方整備局 [] 事務所経理課

〒 []

電話 []

電子メール送付先： []

特記仕様書

用が効果的であると認められた場合は、他の。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

(責任の所在)

第62条 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第4節 試行工事

(見積活用方式について)

第63条 本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「遮音壁基礎工」及び「遮音壁本体工」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

また、本工事は、諸経費動向調査の対象工事である。調査にあたっては、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行い、工事完了後20日以内に監督職員に提出するものとする。

(施工箇所が点在する工事の積算方法の試行について)

第64条 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

2 本工事における共通仮設費の金額は、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに設定する。

3 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第5節 総価契約単価合意方式

(総価契約単価合意方式対象工事)

第65条 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協

積算の試行「見積活用方式」について

見積書の依頼

- 見積依頼は、公告資料に添付して行います。
- 見積もりの依頼にあたっては、依頼先が見積もりを求める工種等及び施工条件が十分に理解して見積書の作成ができるように必要な図面(平面図、施工断面図等)、参考資料(「工法名称」や「必要事項」)を添付し、見積書式を定めて依頼します。
- 徴収する見積書は、労務費、材料費、機械経費等を含んだ構成で提出して頂きます。
その単価の決定は下記の基準によるものとします。

労務費	・・・	公共工事設計労務単価
材料費	・・・	「土木工事標準積算基準書」の決定方法による。
機械経費	・・・	「建設機械等損料算定表」及び「建設機械等損料諸数値決定の取扱いについて(国関整技管第89号平成19年10月1日)」の決定方法による。

- 見積期間として、基本10日以上(土日・祝日を含めず)を設けます。
- なお、見積書の提出にあたって、その作成費用は、申請者負担とします。

積算の試行「見積活用方式」について

見積依頼書の例
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇工事
競争参加資格確認申請者 殿
分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
〇〇〇〇事務所長
見積依頼書

標記について、工事費算出の参考とするため、下記の施工歩掛について見積書の提出を依頼します。
なお、提出にあたっては、【別添】歩掛見積提出書式により作成をお願いします。

記

1. 見積依頼項目及び条件

見 積 依 頼 工 種 ・ 細 別	※「〇〇〇工事」〇〇工・〇〇
形 状 寸 法	※仕様書、図面等を添付
品 質 ・ 規 格	※仕様書、図面等を添付
施工数量（予定）	※【別添】歩掛見積提出書式を添付
施 工 場 所	
見 積 書 有 効 期 限	※提出期限から1ヶ月後程度
見 積 書 提 出 先	見積書の提出先は、〇〇事務所長宛としてください。
そ の 他 条 件	1. 施工歩掛は、直接工事費（資機材を含む）、共通仮設費の見積もりとします。 2. 指定する書式にて該当箇所を記載し、指定分類以外がある場合は、「その他」へ計上してください。その他へ計上した場合は、その内訳を労務費、材料費、機械経費、諸雑費等区別した単価表も添付してください。 3. 提示する単価表は参考です。適宜、同様な方法で変更してください。 4. 定価ではなく、実際の取引価格とってください。 5. 消費税及び地方消費税は含めないでください。
見 積 書 提 出 期 限	平成〇年〇月〇日（〇）〇時必着
添 付 資 料	※平面図、標準横断図、見積条件明示書、歩掛見積提出書式

イメ

2. 提出方法

電子入札システムにより提出する場合は、申請者の記名・代表者を記載した見積書をPDF形式にして、平成〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9：00から17：00までに提出してください。本紙の郵送の必要はありません。

電子入札システム以外で提出する場合は、電子メール又は郵送もしくは託送（書留郵便等）記録が残るものに限ります。電子メールにて提出の際のファイル形式はPDF形式、ファイル容量は2MBまでとし、2MBを超える場合は分割し送付してください。

電子メールで提出した場合は、後述の申請者の記名・代表者印を押印した見積書を郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）により提出してください。

**電子入札システムによる提出
電子メール及び郵送による提出
がある。
依頼書を良く確認してください。**

3. 提出先

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇
関東地方整備局 〇〇〇事務所 〇〇課（*経理担当課*） 〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇）
電子メール送付先：〇〇〇@ktr.mlit.go.jp

4. 作成にあたっての注意事項

- 1) 見積書の内容に不備・不明事項等ある場合には採用できない場合もあります。
- 2) 見積書の作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相談も行わずに見積り書を提出すること。
また、国土交通省 NETIS 登録技術の登録者の場合においては、NETIS 登録技術の信頼性を損ねる行為がないこと。【「また、」以降は、NETIS 登録技術が含まれる場合に記載】
- 3) 提出していただいた見積書及び補足資料は、積算の目的以外に使用しません。
- 4) 本見積依頼書に添付した資料は、当該工事発注手続きが終了した時点で適切に破棄されるようお願いします。
- 5) 見積書の採用にあたっては、競争参加資格確認申請者へお知らせします。また、聴取した見積と標準積算を比較した結果、標準積算とした場合においてもその旨をお知らせします。
- 6) 当該工事の競争参加資格がないとされた場合でも、入札説明書4.（2）の競争参加資格要件を満たす者の見積もりにおいては、採用歩掛決定における参考とさせていただきます。
- 7) 入札説明書4.（2）の競争参加資格要件を満たさない者の見積書の提出を受けた場合は、工事費算出の参考とせず、廃棄処分とさせていただきます。

積算の試行 「見積活用方式」について

見積条件明示書

工種名 見積項目一覧の細別名称を記載。原則として、1細別毎に1枚作成すること。

① 添付資料

位置図、平面図、橋梁一般図、構造図、仮設図など

② 施工時間帯指定

- 通常昼間施工 (8:00~17:00)
- 通常夜間施工 (20:00~5:00)
- 二方施工 (2交代制 昼夜連続施工)
- 三方施工 (3交代制 24時間施工)
- 施工時間規制あり

〇〇時〇〇分	~	〇〇時〇〇分
休憩時間		〇〇時〇〇分

③ 施工条件ほか

◎作業効率→

- 現場が狭隘
 - 上空制限あり
 - 人家に近接 (近接施工)
 - 施工箇所が点在
 - 環境対策あり (騒音・振動)
 - 特になし
- <その他特記すべき事項>

◎施工機械の搬入経路→

- 施工機械の搬入経路の制限 (道路幅)
 - 特になし
 - 交通規制あり
- <その他特記すべき事項> □

工事用道路幅員 (W=〇〇m) など

◎仮設条件→

<特記すべき事項>
作業足場の有無、足場種別、足場等の設置ができない理由など

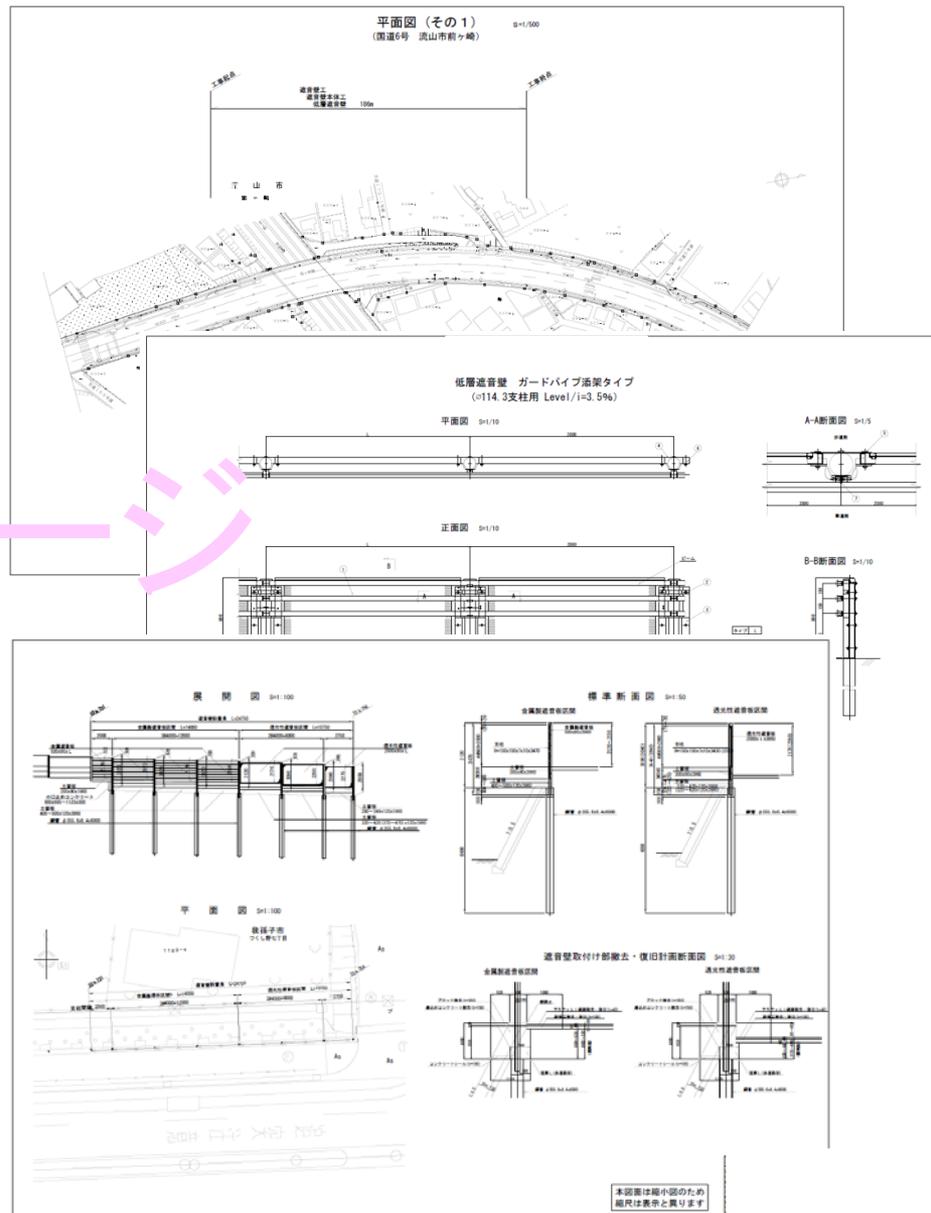
◎資材搬入→

<特記すべき事項>
ストックヤードが確保できない、資材搬入の制限、資材荷下しの制限など

④ その他

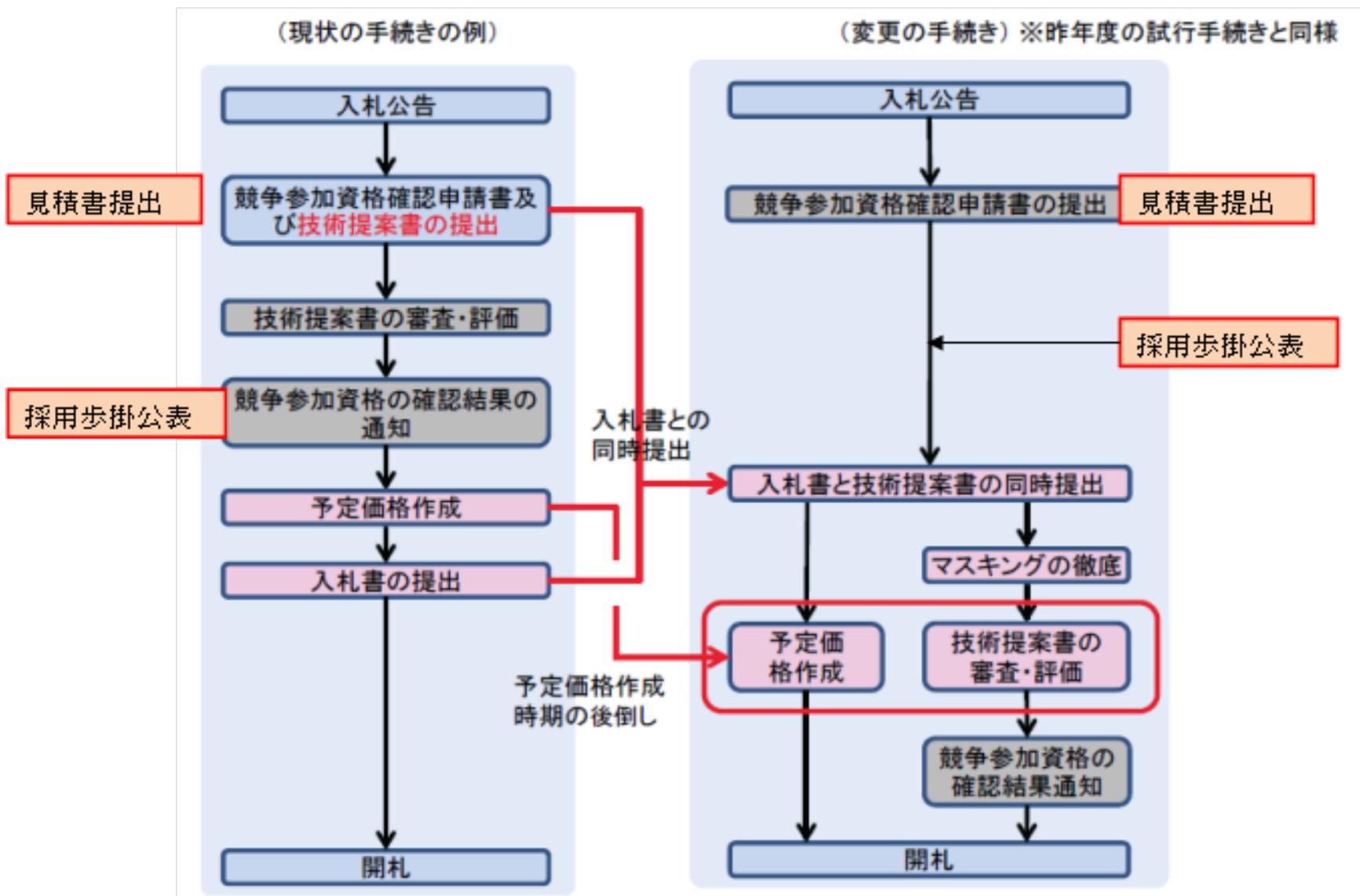
◎上記以外の事項→

<特記すべき事項>



積算の試行 「見積活用方式」について

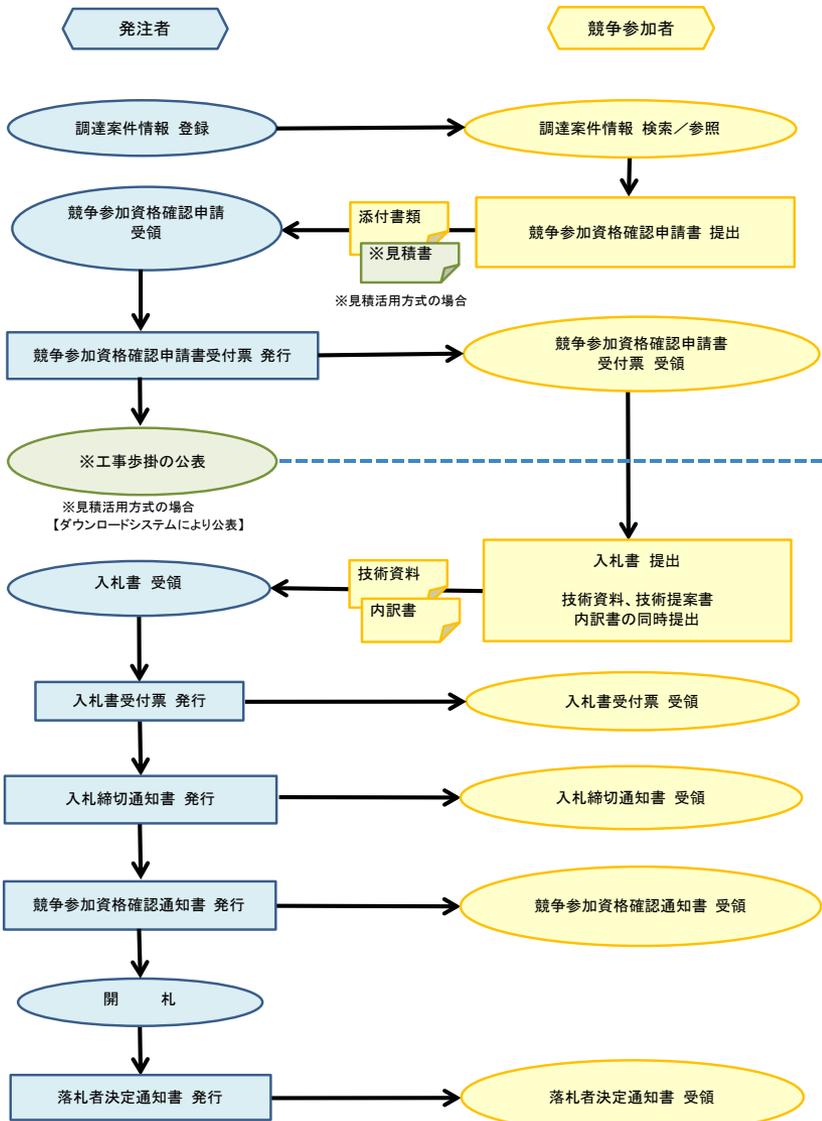
同時提出型



積算の試行 「見積活用方式」について「同時提出型」

一般競争入札方式(同時提出型)の手続きについて

【電子入札システムの流れ】



見積書依頼 … 公告資料と同時

※1

見積書提出 … 公告から10日以上

競争参加確認申請書+見積書の同時提出

採用歩掛の公表 … 見積書提出から7日以内
質問書の回答期限日

入札書提出期限 … 採用(工事)歩掛公表から6日後

技術資料等+入札書の同時提出

上記日数には、土曜・日曜及び祝日を含めない。

＜見積書依頼への質問＞※1

- ・他の質問とは別に、見積書提出期限までの間で質問回答期間を設けます。